

公表依頼者各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

## 公表制度通信（第42号）

1. 令和元年11月28日付けで、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」（貨物等省令）が公布されました。

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/seirei/191128syorei\\_shinkyu\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/seirei/191128syorei_shinkyu_1.pdf)

貨物等省令の一部改正に伴い、念のため、皆様には既に公表されている型番について、該非判定に変更がないかご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の一部改正により、一括抹消される場合は、自主判定結果公表規約に基づき、令和元年12月20日（金）までに必ず手続きを行って下さい。

[http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo\\_tetuzuki.pdf](http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo_tetuzuki.pdf)

政省令改正による一括抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は1型番につき、200円です。

2. 自主判定結果公表規約の遵守徹底と受取確認メールのお願い

皆様のご協力により、公表リストは、通関実務において、大変評価をいただいております。今後も、引き続き自主判定結果公表規約に基づき、輸出管理の遵守徹底をお願い申し上げます。なお、該非判定に疑問がある場合は、CISTEC発行の輸出管理品目ガイダンス『エレクトロニクス』等で確認されるようお願い申し上げます。

なお、大変お手数ですが、令和元年12月20日（金）までに、本「公表制度通信」の受取確認及び一括抹消の有無をメールでご連絡下さい。特にCISTECの非賛助会員で、公表依頼をされている企業の方は、必ず確認のメールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、自主判定結果公表規約に基づき、今後の公表をお断りする場合がございます。